

令和 8 年 6 月 1 日

保護者の皆様へ

兵庫県立兵庫工業高等学校
校 長 黒 岩 寛

気象警報発令時の取り扱いについて

入梅の候、保護者の皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、5 月 28 日（木）午後より気象警報の表記が変更になりました。これに伴い、下記要領にて警報発令時の取り扱いを実施します。

【旧】

以下の地域に朝 7 時時点で警報（大雨・洪水・暴風・大雪 特別警報及び警報）が発令されている場合は自宅待機とする。

その後、8 時 30 分時点で警報継続の場合は臨時休校（下記参照）の措置を講ずる。

【新】

以下の地域に朝 7 時時点で警報（レベル 3 以上の大雨・暴風・大雪 特別警報及び警報）が発令されている場合は自宅待機とする。

その後、8 時 30 分時点で警報継続の場合は臨時休校（下記参照）の措置を講ずる。

【出欠の取り扱い】

（学校所在地及びその周辺*に警報が発表されている場合）

8 時 30 分時点で警報継続の場合は臨時休校とする。

（居住地に警報が発令されている場合）

欠席・遅刻扱いにはしない。

（居住地から学校所在地までの交通経路上に警報が発表されている場合）

欠席・遅刻扱いにはしない。

※ 8 時 30 分までに警報が解除された場合、始業時刻は 10 時 30 分とする。

* 学校所在地及びその周辺

神戸市東灘区・神戸市灘区・神戸市中央区・神戸市北区・神戸市兵庫区・
神戸市長田区・神戸市須磨区・神戸市垂水区・神戸市西区

【実施開始】

令和 8 年 6 月 1 日（月）